

# 生徒または保護者のみなさまへ

## 就学援助のお知らせ

和歌山市教育委員会

和歌山市では、和歌山市内に住所を有し和歌山市立の夜間中学校に在籍する生徒のうち、経済的に困りの生徒に、学用品費や通学費などにかかる費用の一部を援助しています。ご希望の方は、別紙を参照して申請してください。

### 1 援助の内容

○学用品費等 ○校外活動費（宿泊をとまなわないものに限る。）

○オンライン学習通信費（長期休業期間のみ）○通学費 ○修学旅行費

（就学援助以外の制度等で同様の内容の支給を受けた方は除きます。）

※生活保護を受けている場合は上記のうち修学旅行費が対象となります。

### 2 援助を受けることができる場合

児童扶養手当全部受給者または、世帯の※総所得が認定基準額以下の場合。（※収入ではありません）

（例）認定基準額（家賃考慮なし）

本人一人30歳 万円	…約105万円	本人と妻、子14歳 万円	…約219万円
本人一人50歳 万円	…約102万円	本人と妻、子6歳、14歳 万円	…約265万円
本人一人60歳 万円	…約100万円	本人と妻、子6歳、9歳、14歳 万円	…約310万円
本人一人70歳 万円	…約96万円		

（上記金額は参考例であり、世帯人数、年齢、借家家賃等で認定基準額が変動します。）

※申請をご希望される方は、別紙「申請を希望される方へ」を参考にして提出してください。